

9. 無償で輸入する商品サンプルの課税価格



【照会要旨】

当社は、E国所在の特殊関係にないA社から、新規取引に際して商品をサンプルとして無償で輸入します。

この商品はA社の既製品であり、実際に購入する場合の価格は、A社から入手した本邦の顧客向けのプライスリストに記載されています。A社から送付された仕入書には、「No Commercial Value」と記載され、価格が示されていません。

この場合、無償の商品サンプルの課税価格はどのように計算されますか。

なお、当社はE国で生産されたA社製品の独占販売者であり、当該製品が本邦の別の者に販売されたことはありません。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する無償の商品サンプルの課税価格は、関税定率法第4条の4を受けた関税定率法施行令第1条の12第2号に規定する「関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法」により、合理的な根拠を示す資料に基づき、計算されることとなります。

(理由)

上記の取引において、貴社が輸入する商品サンプルは無償貨物であり、輸入取引（売買）によらない貨物ですので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

この輸入貨物は、新規取引に際して輸入するものであり、また、当該製品が本邦の別の者に販売されたことがないため、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、国内販売しない商品サンプルであること及び特殊関係にないA社から製造原価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により、輸入貨物の課税

価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第1条の12第1号に規定する合理的調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を計算することはできません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第1条の12第2号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

本件取引においては、貴社が輸入する商品サンプルを実際に購入する場合の価格が、本邦の顧客向けのプライスリストに記載されているということですので、その価格が合理的な根拠を示す資料であると認められる場合には、当該価格に輸入港到着までの運賃等を加えた価格とすることも、一つの方法であると考えられます。

なお、上記に示した方法はあくまで一例であり、輸入貨物の種類や状況等によって、どのような資料が合理的と認められるかは個別具体的に判断することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の8

関税定率法施行令第1条の12第1号、第2号

関税定率法基本通達4-1(1)、4-1の2(1)イ、4の4-1、4の4-2、4の8-1

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)